

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例案

平成 29 年（2017 年）9 月 20 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例

（札幌市立学校設置条例の一部改正）

第 1 条 札幌市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表(1)小学校の表中

「

札幌市立上野幌西小学校	札幌市厚別区上野幌 1 条 2 丁目
札幌市立厚別通小学校	札幌市厚別区厚別西 4 条 3 丁目
札幌市立上野幌東小学校	札幌市厚別区上野幌 2 条 4 丁目

」

を

「

札幌市立厚別通小学校	札幌市厚別区厚別西 4 条 3 丁目
------------	--------------------

」

に、

「

札幌市立もみじの森小学校	札幌市厚別区もみじ台西 3 丁目
--------------	------------------

」

を

「

札幌市立もみじの森小学校	札幌市厚別区もみじ台西 3 丁目
上野幌南地区新設小学校	札幌市厚別区上野幌 2 条 4 丁目

」

に改める。

(2) 別表(3)高等学校の表中「北海道札幌旭丘高等学校」を「市立札幌旭丘高等学校」に、「北海道札幌新川高等学校」を「市立札幌新川高等学校」に、「北海道札幌平岸高等学校」を「市立札幌平岸高等学校」に、「北海道札幌清田高等学校」を「市立札幌清田高等学校」に、「北海道札幌啓北商業高等学校」を「市立札幌啓北商業高等学校」に、「北海道札幌藻岩高等学校」を「市立札幌藻岩高等学校」に改める。

(札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表(1)小学校の表の改正規定中「石山地区新設小学校」を「札幌市立石山緑小学校」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（別表(3)高等学校の表の改正規定に限る。）は平成30年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(理 由)

上野幌西小学校及び上野幌東小学校の2校を廃止し、新たにこれらを統合した小学校1校を設置するとともに、市立の高等学校について市立であることを明確にする名称に変更するほか、石山地区新設小学校の正式名称を定めるため、本案を提出する。